

良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業  
に関する事務事業を実施する者の公募について

平成28年3月10日  
国土交通省住宅局長 由木 文彦

次のとおり、住宅ストック維持・向上促進事業のうち良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業（以下、「良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業」といいます。）に関する事務事業を実施する者の公募について公示します。

※本公募は、平成28年度予算によるものであり、平成28年度予算成立が事業実施の前提となります。

※本公募は、「良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業」を実施する者に関する公募ではありません。別途、国土交通省が公募・採択する「良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業」の採択内容及び補助額等に従って、交付申請等の事務を実施していただくものです。

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業に関する事務を行う事業

### (2) 事業目的

本事業は、良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業を行う者に補助金を交付する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (3) 事業内容

良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業に関する以下の事務

- 事業者からの提案を評価する評価委員会の運営
- 補助金の交付申請に係る審査、交付決定
- 完了実績報告に係る審査、補助金額の決定
- 補助金支払いの実施
- 事業に係る相談の受付
- 採択事業に関する情報収集、整理 等

### (4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成28年4月上旬～平成29年3月31日

## 2. 補助対象事業者の要件

次の(1)～(6)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- (2) 事務事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 事務事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有していること。

- (4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

なお、選定にあたっては、良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業に関する事務事業に対し、最も適切な者を特定することとしている。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2－1－3

国土交通省住宅局住宅生産課 担当：風間

電話 03-5253-8111(内線39-432)

電子メール kazama-t2q2@mlit.go.jp

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成28年3月10日から平成28年3月24日まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

#### (3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成28年3月24日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電子メールの場合は1部。（電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Just System 一太郎Pro, Pro2」 「Microsoft Word2003～2013」 「Microsoft Excel2003～2013」 「Adobe Acrobat Reader4.0～9」 の形式に限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。